

# ねんりんピック彩の国さいたま2026 宿泊・輸送等業務プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026。以下「大会」という。）は、令和8年11月7日（土）から10日（火）の4日間で各都道府県・政令指定都市から約1万人の選手、監督、役員及びその他大会関係者（以下「大会参加者」という。）の参加を見込んでおり、大会を成功させるためには、大会参加者の宿泊・輸送等業務を安全かつ円滑に行う必要がある。

また、この大会は、本県を全国にPRする絶好の機会であり、埼玉県豊かな自然・伝統・文化・歴史・食などの多彩な魅力とおもてなしの気持ちで大会参加者を迎えることが重要である。

このため、同種同規模の業務を手掛けた実績をはじめ、豊富な情報や技術、経験、専門的知識等を有する者を公募型プロポーザル方式により選定し、その者と協定を締結する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

ねんりんピック彩の国さいたま2026 宿泊・輸送等業務

### (2) 協定期間

協定締結日から令和9年2月28日まで

### (3) 業務内容

基本仕様書のとおり

### (4) 経費の負担

大会実行委員会と協定を締結した者は、2（3）の業務を実施するため、必要な経費を負担するものとする。ただし、輸送業務に係る経費については、別途協議する。

## 3 実施スケジュール

(1) プロポーザル実施の公表	令和6年11月29日（金）から
(2) 実施要領等に関する質問の受付	令和6年12月 6日（金）17時まで
(3) 実施要領等に関する質問の回答	令和6年12月11日（水）17時まで
(4) 参加意思表明書の締め切り	令和6年12月12日（木）17時まで
(5) 参加資格確認結果の通知	令和6年12月17日（火）17時まで
(6) 参加が認められない理由の請求	令和6年12月20日（金）17時まで
(7) 企画提案書の提出締め切り	令和7年 1月 6日（月）17時まで
(8) プロポーザル審査委員会の実施	令和7年 1月15日（水）
(9) 審査の結果の通知	令和7年 1月22日（水）17時まで
(10) 協定締結	令和7年 2月中（予定）

#### 4 参加資格・要件

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は共同企業体（JV）であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすものとする。

##### (1) 単独企業

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないとされている者でないこと。
- ウ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- エ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- キ この手続きにおいて、共同企業体（JV）構成員と単独の企業として重複参加をしていないこと。
- ク 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく登録を受けていること。
- ケ 同種同規模の全国イベント等において、大規模の団体客を同一機会に配宿及び輸送等した実績があること。

##### (2) 共同企業体（JV）による参加

- ア 全ての構成員は、上記 4（1）ア～キに掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 構成員のいずれかが、上記 4（1）ク～ケに掲げる要件を満たしていること。

#### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、【様式 1 号】質問票を提出すること。

- (1) 提出期間 12月6日（金）17時まで
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回 答 12月11日（水）17時までに、埼玉県ホームページに掲載する。

#### 6 参加意思表明書の提出、参加資格の確認

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

##### (1) 参加意思表明書の提出

###### ア 提出書類

①	【様式 2 号】参加意思表明書
②	【様式 3 号】参加者概要 (共同企業体（JV）にあつては、構成員ごとに作成すること。)

③	旅行業法に基づく旅行者登録簿の写し
④	同種同規模の全国イベント等において、大規模の団体客を同一機会に配宿及び輸送等した実績を確認することができる書類（完了検査結果通知、契約書の写しなど）
⑤	共同企業体（JV）にあつては、共同企業体協定書の写し（案でも可） （案の場合は、企画提案書等の提出時に協定書の写しもあわせて提出すること。）

イ 提出期限

令和6年12月12日（木）17時まで

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

エ 参加資格確認結果

令和6年12月17日（火）17時までに通知する。

オ 留意事項

（ア）提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すこととする。

（イ）提出期限までに提出しない者は、参加資格がないものとする。

（2）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

また、都合により辞退する場合には、【様式4号】参加辞退届を提出すること。

（3）参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、文書（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

（ア）提出期限

令和6年12月20日（金）17時まで

（イ）提出方法

電子メールで提出すること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

イ ねりんピック彩の国さいたま2026実行委員会事務局は、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を説明するものとする。

7 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を作成し、次により提出すること。

（1）提出書類

①	【様式5号】企画提案書提出届	1部
②	企画提案書概要（A3版1枚）	1.5部及び電子データ
③	企画提案書（A3版）	1.5部及び電子データ
④	共同企業体協定書の写し※1	1部

※1 共同企業体（JV）にあつて、参加意思表明書の提出時に共同企業体協定書（案）を提出

した者のみ。既に共同企業体協定書の写しを提出している者は不要。

(2) 提出期限

令和7年1月6日(月) 17時(必着)

(3) 提出方法

ア 上記7(1)①、④については、電子メールによる電子データでの提出とすること。

イ 上記7(1)②、③については、郵送、持参による書面での提出かつ電子メールによる電子データ(Word、Excel 又はPowerPoint 形式のいずれかとPDF形式の両方 各一式)での提出とすること。郵送、持参による提出は、記載の部数を提出すること。

ウ 郵送での提出においては、配達記録が残る方法で行うこと。

エ 電子メールでの提出においては、提出後、電話により送信した旨の連絡をすること。

(4) 留意事項

ア 提出できる企画提案書は、1案とする。

イ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

ウ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引換え又は撤回することができない。

8 プレゼンテーション審査と候補者の選定方法

(1) プレゼンテーション審査

プロポーザル審査要領に基づき、企画提案によるプレゼンテーションを審査する。なお、説明で使用する資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとし、プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

(2) 審査日程

令和7年1月15日(水) ※詳細は、参加者に別途連絡する。

(3) 会場

埼玉県県民健康センター ※詳細は、参加者に別途連絡する。

(4) 結果通知

審査結果は、令和7年1月22日(水) 17時までに、全ての提案者に通知する。

また、最優秀提案事業者名等は、埼玉県ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

9 協定に関する事項

(1) 協定締結の相手方

上記8により最優秀提案事業者として選定された者と協定締結の協議を行い、協定を締結する。

その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更することや、業務の内容を追加又は修正する場合がある。

(2) 次点の繰り上げ

上記8により最優秀提案事業者として選定された者が、正当な理由なく協定を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、協定内容に関する協議等を行った上で、協定を締結することとする。

## 10 失格事由

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当した場合、失格となることがある。

- (1) 審査委員、実行委員会事務局職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載していた場合

## 11 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。なお、実行委員会に提出された書類は、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号）に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (2) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 選定された提案者の企画提案書に係る一切の著作権は、ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会に帰属し、無償で当実行委員会に譲渡するものとする。
- (4) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (5) 企画提案内容に含まれる著作権、特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (6) 本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外には利用しない。
- (7) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

## 12 書類の提出先及び問合せ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1（埼玉県庁第三庁舎 2階）

ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会事務局

（埼玉県福祉部高齢者福祉課ねんりんピック推進担当内）

TEL：048-830-3215 FAX：048-830-4702 E-mail：nenrin@pref.saitama.lg.jp

※ ファイル容量が10MBを超えるものは、事務局システムの都合により電子メールを受信することができないため、あらかじめ協議すること。また、電子メール送信時は、到達確認の電話をすること。